

[憲 法]

報道機関による取材活動については、一般にその公共性が認められているものの、取材対象者の私生活の平穏の確保の観点から問題があるとされ、とりわけ、特定の事件・事象に際し取材活動が過熱・集中するいわゆるメディア・スクラムについて、何らかの対策がとられる必要があると指摘されてきた。中でも、取材活動の対象が、犯罪被害者及びその家族等となる場合、それらの者については、何の落ち度もなく、悲嘆の極みというべき状況にあることも多いことから、報道機関に対して批判が向けられてきた。

そのような状況の下で、犯罪被害者及びその家族等の保護を目的として、これらの者に対する取材活動を制限する立法が行われることとなった。

具体的には、まず、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を「犯罪等」とし、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を「犯罪被害者等」とした上で、報道を業とする者（個人を含む。以下「報道関係者」という。）の取材活動について、犯罪被害者等に対して取材及び取材目的での接触（自宅・勤務先等への訪問、電話、ファックス、メール、手紙、外出時の接近等）を行うこと（以下「取材等」という。）を禁止する。ただし、当該犯罪被害者等の同意がある場合はこの限りでない（この同意は、報道関係者一般に対するものでも、特定の報道関係者に対するものでもあり得る。）。なお、捜査機関は、捜査に当たる場合には、犯罪被害者等が取材等に同意するか否かについて確認し、報道関係者から問合せがあった場合には回答するものとするほか、犯罪被害者等が希望する場合には、その一部又は全員が取材等に同意しないことを記者会見等で公表することもできる。

次に、以上の取材等の禁止（犯罪被害者等の同意がある場合を除く。）に違反する報道関係者があった場合、捜査機関が所在する都道府県の公安委員会は、当該報道関係者に対して、行政手続法等の定めるところに従い憲法上適正な手続を履践した上で、取材等中止命令を発することができる。この命令に違反した者は処罰される。したがって、犯罪被害者等へ取材等を行うことは、犯罪被害者等の同意がある場合を除き禁止されるが、直ちに処罰されるわけではなく、処罰されるのは取材等中止命令が発出されているにもかかわらず、取材等を行った場合であるということになる。

なお、犯罪被害者等は、取材等中止命令の解除を申し出ることができ、その場合、当該命令は速やかに解除される。また、上述のとおり、犯罪被害者等の同意がある場合は、取材等の禁止は適用されない。

以上のような立法による取材活動の制限について、その憲法適合性を論じなさい。

制約...どういった制約がとられているのか 原則禁止で従わない場合...を書く。

審査基準を定めていかに判例との違いを書くか。

事前内容中止
187-116

本政府の
政策

重要性、制約程度、裁量したか

目的が達成される場合、全て認める

禁止利益

問題: 憲法

起案日: 年 月 日()

1頁/4頁

科目: R2

評価を高く(1は事) 答を構成してこい

氏名:

評価:

読者の視点
はいさかい
→ 書いてみる

1. 本件立法は報道関係者の取材自由を侵害するものであり、21条1項に反する意ではないか。
2. 取材自由が憲法上保障されるか。この点について取材活動の結果として得られた報道について、国家が知る権利に抵触すること、報道報道とあって報道関係者の思想が介入するから、21条1項で保障される。
- 報道の前提となる取材自由については報道が正しい情報を採るために不可欠であるとして尊重される(移転受取)という説もあるが報道取材、編集報道の一連の行為は切り離し行為は一連の行為であり密接な関係にある。取材自由を保障しないのは、報道に必要となる行為の一部を保障せず、実質的に報道の自由を侵害することになる。
- よって、取材自由は21条1項により保障される。
3. 本件立法により犯罪被害者等の同意を得ない限り犯罪被害者等に対して取材や取材目的の接触が禁止されること報道関係者の取材自由が制約されている。
4. では、本件のような取材自由の制約の正当化は成り立たないか。
(1)まず、本件立法が明確性を欠き、立法の趣意正当化は成り立たないから問題となる。具体的には「犯罪等」の中身は「犯罪及びこれに準ずる被害者等」であるが「犯罪等」及び準ずる行為、その明確性を欠く点である。
- イ 不明確な法文は正しく正当性を欠き、まずはその制約取材活動への影響を知ることができ21条1項で認められた保障を不当に制限する。現行憲法は、その処罰がなされることについて厳格な要求がある。
- イ 不明確な法文は正しく正当性を欠き、まずはその制約取材活動への影響を知ることができ21条1項で認められた保障を不当に制限する。現行憲法は、その処罰がなされることについて厳格な要求がある。
- イ 不明確な法文は正しく正当性を欠き、まずはその制約取材活動への影響を知ることができ21条1項で認められた保障を不当に制限する。現行憲法は、その処罰がなされることについて厳格な要求がある。
- イ 不明確な法文は正しく正当性を欠き、まずはその制約取材活動への影響を知ることができ21条1項で認められた保障を不当に制限する。現行憲法は、その処罰がなされることについて厳格な要求がある。

犯罪被害者に
被害に問わす

1	第1項の同意を得た場合の禁止解除という、予知一併禁止とすることで被害の回復を
2	図る。
3	一方、第1項の被害は被害者被害に被害の被害者被害に被害者被害の被害者被害
4	被害者被害(13条後段)との対立である。
5	また、刑法第21条第1項第1号の目的は、(1)犯罪の目的の達成であり、(2)目的の達成
6	のため手段が目的の達成のためである。被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
7	次に、第1項の目的は、(1)犯罪の目的の達成であり、(2)目的の達成のため手段が目的の達成
8	のため手段が目的の達成のためである。被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
9	手段が目的の達成のためである。被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
10	手段が目的の達成のためである。被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
11	次に手段である。犯罪被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
12	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
13	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
14	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
15	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
16	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
17	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
18	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
19	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
20	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
21	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害
22	被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害の被害者被害

問題の
事案

被害者

被害者の被害

3が判断できるから決まる。

4. 本件立法は被追問被害者も犯罪被害者と同等家族遺族に對する救済を目的として
 5 創設されたものである。且この取扱い相対した犯罪被害者等の「犯罪」について
 6 通弁人であるが明確に判断できる。犯罪に「被害」の心身に及ぼす影響を及ぼす行為
 7 についてはどうか。

8 ~~被害者救済法~~の国において、違法性のある行為が成立した場合、それが犯罪に成
 9 らなくともそれが国民の被害感情に及ぼすものは多々ある。また不倫のようになり
 10 犯罪に及んで現存は民事責任しかないような行為である。しかし、~~被害者救済法~~
 11 及び犯罪に「被害」の心身に及ぼす影響を及ぼす行為としてある。しかし、心身に及ぼす
 12 影響については、違法性の有る行為と対した相手はそれぞれ個人固有の性格個性
 13 によって、同じ行為でも同じような被害を及ぼすか又否かわからない。本件立法の趣意
 14 が、犯罪被害者、被害者等の保護にある以上、被害者等が心身にダメージを受けて
 15 いるかは必ずしも被害者に判断されるはずである。そうすると、被追問被害者としてこのよう
 16 な行為が犯罪に及ぼす心身に及ぼす影響を及ぼす行為、が予見しづかいにくい。

17 したがって、本件立法の「犯罪に及ぼす心身に及ぼす影響を及ぼす行為」としては
 18 通常の判断能力を有する一般人の理解において、被害者等の救済を目的とする本件
 19 立法が導く対象となっているものを判断することからすると、~~被害者~~
 20 違法行為の被害に及ぼす被害である。

21 (2) 明確性の原則に反しないとして本件立法は実質的公正な代償
 22 であるといえるか。

1. 取扱いの自由は被追問被害者の権利である以上、国民の被害感情に及ぼす影響を
 2 評価して、また、本件立法は被害者等への取扱いを原則として禁止し、被害者

人
 被害者
 犯罪

軽微に書く!

一律禁止はしない

→ 内容規制とは関係ないから

1011
第1

相対性・内容的相対性・ヤリヤリ
形式的相対性・量的相対性

4頁 / 4頁

1	かたは未だ上。この命令に違反する場合は20万円以下の罰金。たまたま事件法は
2	ある意味で罰金罰則を規定している。たまたま事件法は罰金罰則
3	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
4	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
5	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
6	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
7	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
8	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
9	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
10	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
11	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
12	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
13	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
14	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
15	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
16	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
17	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
18	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
19	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
20	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
21	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則
22	規定を定めている。たまたま事件法は罰金罰則

69分

[行政法]

屋外広告物法は、都道府県が条例により「屋外広告物」（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの）を規制することを認めており、これを受けて、A県は、屋外広告物（以下「広告物」という。）を規制するため、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定している。条例は、一定の地域、区域又は場所について、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置が禁止されている禁止地域等としているが、それ以外の条例第6条第1項各号所定の地域、区域又は場所（以下「許可地域等」という。）についても、広告物等の表示又は設置には、同項により、知事の許可を要するものとしている。そして、同項及び第9条の委任を受けて定められたA県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第10条第1項及び別表第4は、各広告物等に共通する許可基準を定め、規則第10条第2項及び別表第5二は、建築物等から独立した広告物等の許可基準を定めている。

広告事業者であるBは、A県内の土地を賃借し、依頼主の広告を表示するため、建築物等から独立した広告物等である広告用電光掲示板（大型ディスプレイを使い、店舗や商品の商業映像を放映するもの。以下「本件広告物」という。）の設置を計画した。そして、当該土地が都市計画区域内であり、条例第6条第1項第1号所定の許可地域等に含まれているため、Bは、A県知事に対し、同項による許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件広告物の設置が申請された地点（以下「本件申請地点」という。）の付近には鉄道の線路があり、その一部区間の線路と本件申請地点との距離は100メートル未満である。もともと、当該区間の線路は地下にあるため、設置予定の本件広告物を電車内から見通すことはできない。また、本件申請地点は商業地域ではなく、本件広告物は「自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等」には該当しない。これらのことから、A県の担当課は、本件申請について、規則別表第5二（ハ）の基準（以下「基準1」という。）に適合しない旨の判断をした。他方、規則別表第4及び第5のその他の基準については適合するとの判断がされたことから、担当課は、Bに対し、本件広告物の設置場所の変更を指導したものの、Bは、これに納得せず、設置場所の変更には応じていない。

一方、本件申請がされたことは、本件申請地点の隣地に居住するCの知るところとなった。そして、Cは、本件広告物について、派手な色彩や動きの速い動画が表示されることにより、落ちついた住宅地である周辺の景観を害し、また、明るすぎる映像が深夜まで表示されることにより、本件広告物に面した寝室を用いるCの安眠を害するおそれがあり、規則別表第4二の基準（以下「基準2」という。）に適合しないとして、これを許可しないよう、A県の担当課に強く申し入れている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、条例及び規則の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

[設問1]

A県知事が本件申請に対して許可処分（以下「本件許可処分」という。）をした場合、Cは、これが基準2に適合しないとして、本件許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟1」という。）の提起を予定している。Cは、本件取消訴訟1における自己の原告適格について、どのような主張をすべきか。想定されるA県の反論を踏まえながら、検討しなさい。

[設問2]

A県知事が本件広告物の基準1への違反を理由として本件申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）をした場合、Bは、本件不許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟2」という。）の提起を予定している。Bは、本件取消訴訟2において、本件不許可処分の違法事由として、基準1が条例に反して無効である旨を主張したい。この点につき、Bがすべき主張を検討しなさい。

【資料】

○ A県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（許可地域等）

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 都市計画区域

二 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域（第1号の区域を除く。）

三、四 略

五 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

2 略

（許可の基準）

第9条 第6条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

○ A県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

第10条 条例第6条第1項の規定による許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとする。

別表第4（第10条第1項関係）

一 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

別表第5（第10条第2項関係）

一 略

二 建築物等から独立した広告物等

- (イ) 一表示面積は、30平方メートル以下であること。
- (ロ) 上端の高さは、15メートル以下であること。
- (ハ) 自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100メートル（商業地域にあっては、20メートル）以上であること。

三～九 略

2020年12月13日，在“2020年12月13日”是“12月13日”

子、林、觀、東、觀、殿、34、52 年、12、19、隨、任、民、觀

2. 已知 $\angle A$ 和 $\angle B$ 的度数, 求 $\angle C$ 的度数.

その事件の経緯を記す

製品規格 5は鉄道等までの距離100メートル以上を冬季物の設置所

9C7013. 90km 第12. 第13等5100人 11月14日住2番1. 7-70

身體和各個部分的機能已成熟(2-3)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

COO/PLA 混合使用。

C/45.7 厚粉粒状云母。

(2) ~~また~~ 現Cは、毎週この健康上の利益の3に原告追徴を徴して3.

1. ~~修改前表~~ 処分要件の規則別表等4は(2)号第2の形に:

[illegible]

48. 等例 2 等分 實數, 2 同次, 12.27 公衆 12.27 解題, 2.27

其号已发7、8次。环境例1年07月1日。其好与常型，2'回头能得，也

po 22 '公義上却可理解與斷止, 可為己身目的之 C/P 也。

自序(2017年)及、重刊前言。本书已告成，应各物以、每层位地。

近づくほどその割合が93.72%に高くなる。これは、7221例中第50/100人14

建群は元々「1775年設立して来たり」

2.7. 欲逆算するのには、以上の係数から、7. 変数の順序を決定

可逆反应已平衡时 K_2 合人 $v_{正}$

7. C12 井中涌地(10-1) 连接 C12 至塔前地层 12.27 铁石 12.27 距离

5000の
お金の
価値

日約. 32500
22022

100メートル以内である。Cは警告表示が認められる。

設問2

1. 新橋駅は年々新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)。

現行は条例の趣旨に反してはたして、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)。

4-2-3-3

2. 新橋駅の駅は、左各物の制限区域、又は良好な景観を形成し、及び

風景を維持(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。この条例は、新橋駅に近づく。

(2) 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。この条例は、新橋駅に近づく。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

—— 新橋駅の駅は、新橋駅に近づく(条例6条1項、9条)に危害を及ぼすことと認められる(条例1条)。

66分